## 江戸川区 意見募集(パブリック・コメント) 手続について

意見募集(パブリック・コメント)手続に関するお問い合わせは、 経営企画部企画課(03-5662-6045)までお願いします。 意見募集(パブリック・コメント)手続の流れは、次のとおりです。

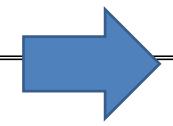
意見募集(パブリック・コメント)手続とは、区が区政に関する計画等を策定するに当たって、事前に区民の皆様のご意見を募集することを言います。

案を公表し、 ご意見を募集します いただいたご意見を 考慮して決定します 策定した計画等とともに、いただいたご意見とそれに対する区の考えを公表します

意見募集(パブリック・コメント)手続の目的は、次のとおりです。

### 意見募集(パブリック・コメント)手続が求められる背景 (区政に関する計画等を策定するにあたって)

- ●案を公表することにより、事前にその影響を計ることが必要です。
- ●説明責任を今まで以上に果たすことが必要です。



### 意見募集手続を実施することによって

多様な意見を考慮することによって、より多くの方の参加を進め、 開かれた区政を実現する一助となることが期待されます。 意見募集(パブリック・コメント)手続の対象は、次のとおりです。

① 区政に関する基本的な構想、計画その他これらに類するもの



② 区民等の義務又は権利の制限を求めているものであって、 意見募集(パブリック・コメント)手続の実施の必要性があるもの

### 意見を募集する期間及びその方法は、次のとおりです。

# 意見募集(パブリック・コメント)手続に関する事項を掲載した広報えどがわの発行の日から原則30日以上です。

- ●案件によって、30日以上の期間を柔軟に定めることを妨げるものではありません。
- ●必要に応じて、関連する資料を用い、できる限りわかりやすく案を公表するよう 努めます。

### 意見募集の方法

### 公表すべき事項

- 計画等の案
- 関連する資料

### 公表の方法

- 窓口に設置
- インターネット

### 募集の方法

- 窓口への持込み
- インターネット
- 郵送